

令和6年第13回教育委員会定例会  
(7月9日開会)

台東区教育委員会

○日 時 令和6年7月9日（火）午後2時01分から午後2時29分

○場 所 台東区役所 6階 教育委員会室

○出席者

教 育 長	佐藤 徳久
教育長職務代理者	垣内恵美子
委 員	浦井 祥子
委 員	高森 大乘

○出席者

事 務 局 次 長	前田 幹生
庶 務 課 長	山田 安宏
学 務 課 長	川田 崇彰
児 童 保 育 課 長	大塚美奈子
放課後対策担当課長	別府 芳隆
指 導 課 長	宮脇 隆
教育改革担当課長 兼教育支援館長	増嶋 広曜
生涯学習推進担当部長	三瓶 共洋
生 涯 学 習 課 長	吉江 司
スポーツ振興課長	村松 克尚
中 央 図 書 館 長	穴澤 清美

○日 程

日程第1 議案審議

第20号議案 東京都台東区教育委員会会議規則の一部を改正する規則

第21号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

日程第2 教育長報告

1 協議事項

(1) 学務課

ア 指定校変更及び区域外就学の承認基準の追加について

(2) 庶務課

イ 学校法人KTC学園おおぞら高等学院が実施する事業に対する後援について

## 2 報告事項

### (1) 庶務課

ア 令和6年8月の行事予定について

### (2) 学務課

イ 区立幼稚園における預かり保育運営事業者の選定について

## 3 その他

午後2時01分 開会

○佐藤教育長 ただいまから、令和6年第13回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、垣内委員にお願いいたします。

また、神田委員は所用のため、本日は欠席でございます。

なお、教育長及び在任委員の過半数の出席を得ておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、本日の会議は有効に成立しております。

それではまず、審議の進め方について、私から申し上げます。日程第2、教育長報告の報告事項、学務課のイについては、議会報告前の案件であり、傍聴にはなじまないと思われれます。つきましては、傍聴人退出後に聴取いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんので、そのように決定いたしました。

〈日程第1 議案審議〉

第20号議案

○佐藤教育長 それでは、日程第1、議案審議に入ります。議案の提案理由、及び内容について、説明をお願いします。

初めに、第20号議案を議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第20号議案、東京都台東区教育委員会会議規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。議案をご覧ください。

本議案につきましては、台東区教育委員会の会議における公開等の規定の整備を図るため、提出をしたものでございます。

恐れ入りますが、議案に添付しております新旧対照表をご覧ください。まず、第15条の見出しから、「及び秘密会」の部分进行削り、条文中の「秘密会」を「議事は、非公開とする」と改正いたします。また、併せて会議録の規定についても整備をいたします。第34条第2項の、こちらも「秘密会」を「非公開とした議事」に改正し、新たに会議録の公開に関する第3項を新設いたします。

付則をご覧ください。本規則につきましては公布の日から施行いたします。

議案のご説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定いただきますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 これより採決いたします。

第20号議案については、原案どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ござい

ませんか。

(なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案どおり決定いたしました。

## 第21号議案

○佐藤教育長 次に、第21号議案を議題といたします。

指導課長、説明をお願いします。

○指導課長 それでは、第21号議案、東京都台東区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

本案は、幼稚園教育職員の夏季休暇取得期間を拡大するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。現行の取得期間である7月1日から9月30日までを、6月1日から10月31日までに改正いたします。なお、幼稚園教育職員以外の本区職員、及び会計年度任用職員につきましても、区長部局において、この7月に同様の規則改正がされる予定です。

第21号議案についての説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 これより採決いたします。

第21号議案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案どおり決定いたしました。

## 〈日程第2 教育長報告〉

### 1 協議事項

#### (1) 学務課 ア

○佐藤教育長 次に、日程第2、教育長報告の協議事項を議題といたします。

初めに、学務課のアについて、学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、協議事項、学務課のア、指定校変更及び区域外就学の承認基準の追加についてご説明いたします。資料1をご覧ください。

本件は、指定校変更、及び区域外就学の新たな承認基準についてお諮りするものです。なお、指定校変更とは、区内在住の児童が通学区域外の学校に通学する制度であり、区域外就学とは、区外に在住の児童が台東区の学校に通学する制度です。

資料、項番1、背景です。区立の小学校では、学区域内の児童数増加により、教室数不

足が見込まれる場合には、指定校変更、及び区域外就学の制限を実施した上で、特別教室の転用等の方法で対応することを基本としております。しかしながら、普通教室の増設にも限界があるため、今回、新たな承認基準を導入することで、児童にとってよりよい教育環境を整備するものです。

項番 2、承認基準の考え方です。まず、指定校（A校）については、今後 10 年以内に学校全体の学級数が使用可能な教室を超えると想定される学校のうち、特に翌年度に学級数が使用可能な教室数に達すると見込まれる学校であることといたします。

次に、変更可能校（B校）については、指定校（A校）の通学区域に隣接し、かつ、指定校変更の制限を行っていないこと、また、普通教室に転用可能な改修不要の教室があることといたします。

次に、対象区域ですが、居住地から変更可能校（B校）までの距離が、指定校（A校）までの距離と概ね同程度である区域を対象といたします。

ただし、通学区域内の幼少人口の推移等から変更可能（B校）の教室数や学級編制に支障がある場合は許可しないことといたします。

項番 3、対応案です。令和 7 年 4 月時点で、上記 2 の承認基準に該当する小学校・通学区域は下表のとおりとなります。対象者は、対象区域に居住し、新 1 年生となる児童、及び転入・転居予定の児童とします。

今回指定校（A校）に該当する小学校は、大正小学校・蔵前小学校の 2 校となり、変更可能校（B校）に該当する小学校は、対象小学校については根岸小学校、蔵前小学校については台東育英小学校・田原小学校の 2 校となります。対象者は、指定校のほか、変更可能も選択することができるようになります。

恐れ入ります。別紙の 1 をご覧ください。まず、大正小学校ですが、大正小学校と根岸小学校を直線で結び、その直線距離の概ね半分の距離を基準として、根岸小学校を中心に円を描いた際に、対象小学校の通学区域にかかる住所地を対象としております。赤で記載をしていました、根岸 1・下谷 1・下谷 2 丁目が該当箇所となります。

恐れ入ります。別紙 2 をご覧ください。次に、蔵前小学校です。先ほどと同様の基準で、田原小学校・台東育英小学校を中心に円を描いた際の蔵前小学校の通学区域に係る住所地をそれぞれ対象としております。寿 1・寿 2 丁目、三筋 1 丁目・蔵前 4 丁目の一部となっております。

恐れ入ります。冒頭資料にお戻りいただきまして、2 ページをご覧ください。項番 4、周知方法です。広報たいとう 8 月 20 日号、区の公式ホームページ、SNSのほか、就学時健康診断時に保護者に周知をしております。

最後に項番 5、今後の予定です。広報たいとう等での周知の後、令和 7 年 1 月以降、就学通知書を発送し、指定校変更の申請を受け付け、令和 7 年 4 月から新たな承認基準の適用を開始します。

説明は以上です。よろしくご協議の上ご決定いただきますよう、お願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。

○浦井委員 先ほど、対象者は、指定校と変更可能校も選択可能というふうなご説明だったと思うんですけれども。ちょっと極論になってしまいますが、元から指定校の方で想定していた方も多いと思うので、仮にほとんど誰も希望しなかったなど、うまくこちらの思う状況と折り合わなかったという場合は、どのように対処をお考えなのか、一応、確認させていたらいと思います。

○学務課長 仮にゼロであった場合も、一応、ぎりぎり、教室数のほうは上限の中でやっていくことになりますので。また、この選択のこの制度を次年度以降も引続き継続すると、同時に学校の中でも教室を確保できる策というのを、改めて同時並行で継続して考えていくことになろうかと思えます。

○浦井委員 ありがとうございます。

やはり兄弟姉妹で入れられる方も多いと思えます。今回はこういうことを初めて耳にするという保護者の方も多いと思うんですけれども、これからずっと継続的になさるご予定があるようであれば、それをある程度明示されておかれると良いのかなと思うところです。そういうことであれば下の子も通わせられるかなとか、また戻ってしまうなら元の学校に通わせたいとか、保護者の側も計画を立てていらっしゃると思えます。なかなか何年間など断定的には書きにくいと思うんですけれども、少なくともこの程度までは見込んでおりますというような形でも、もし可能であれば明示しておいていただけると、保護者の方々としては選択の一つの参考になりやすいかなと思ったところです。ありがとうございます。

○高森委員 本件に関わらないとは思いますが、学校の通学区域が変わることによって、学童とか、放課後対策のほうはどのような影響が出るのでしょうか。

○学務課長 今回、その変更可能校に行かれることで、恐らくその影響は多少出るかと思いますが、そこについては放課後対策としっかり協議をして、お子さんが安全に通えるように努めていきたいと思えます。

○高森委員 分かりました。ありがとうございます。

○佐藤教育長 そのほか、よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、学務課のアについては協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました

## (2) 指導課 イ

○佐藤教育長 次に、指導課のイについて、指導課長、説明をお願いします。

○指導課長 協議事項イ、台東区教育委員会後援名義使用の申請についてご説明いたしま

す。資料2をご覧ください。

令和6年8月30日、金曜日、学校法人KTC学園おおぞら高等学院が主催する、教育講演会が行われます。

学校法人KTC学園は、教育基本法、及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的としており、本校は鹿児島県屋久島町にありますが、キャンパスが本区、上野にごございます。

当日は、「大人が変わると子供が変わる『なりたい自分になるための学校』のつくり方」と題して、オンラインにて教育講演会が行われます。正解のない時代を生き抜く力を育てるために、今、教育現場においてできることを、幅広い立場の先生方とともに、教育現場での実践につなげていくことを趣旨としております。協議会等を通して実践を共有し、学びを深めることで、台東区の教育の質の向上につながると考えております。

当日の参加予定者ですが、1都11県、中学校・高等学校教職員、及び教育関係者約250名を見込んでおります。

また、後援につきましては、台東区教育委員会以外に、東京都・神奈川県・埼玉県等、1都11県の教育委員会にも申請をしております。

本内容については、ご審議の上、ご了承くださいますよう、よろしくお願いいたします。報告は以上です。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、指導課のイについては、協議どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

## 2 報告事項

### (1) 庶務課 ア

○佐藤教育長 次に、教育長報告の報告事項を議題といたします。

庶務課のアについて、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 それでは、令和6年8月の教育委員会の行事予定について、ご説明いたします。

教育委員会の定例会は、5日と20日。5日、月曜日は、開始時間が13時になります。20日は教科書採択がございます。開始時間は10時になりますので、よろしくお願いいたします。

それから、28日、水曜日には、台東区ラジオ体操連盟の夏季反省会がございます。ご出席いただく委員の皆様、よろしくお願いいたします。



行事予定は、簡単ですが以上でございます。

○佐藤教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございますでしょうか。  
よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、庶務課のアについては、報告どおり了承願います。

それでは、会議の冒頭に申し上げましたとおり、これより議会報告前の案件について聴取いたしたいと思えます。

恐れ入りますが、傍聴人の方はご退出をお願いいたします。

(傍聴人退出)

〈日程第2 教育長報告〉

2 報告事項

(2) 学務課 イ

○佐藤教育長 それでは、日程第2、教育長報告の報告事項を議題といたします。

学務課のイについて、学務課長、報告をお願いします。

○学務課長 それでは、報告事項、学務課のイ、区立幼稚園における預かり保育運営事業者の選定についてご説明いたします。資料4をご覧ください。

本件は、令和7年度より区立幼稚園全園で実施する預かり保育に関して、今年度中に事業者の選定を進めることについてご報告するものです。

項番1、預かり保育概要です。現在5園で拡充している預かり保育について、来年度より全10園で実施いたします。表に記載の利用種別以下、利用料金までの項目は、現在実施している内容と同様でございます。

項番2、委託業務内容です。資料記載の業務を、全10園、一括で委託することを予定しております。(1)預かり保育業務は、①園児の世話、②幼稚園教諭との情報共有、③食事の提供、④送迎時の保護者対応、鍵の開け閉め、⑤施設の施錠、⑥その他としております。また、(2)利用管理業務として、オンラインによる預かり保育の申込・取消の受付、予約の管理。さらに(3)保育料徴収業務として、口座振替等で徴収し、区へ納入する業務を委託する予定です。

項番3、経費上限額は2億4,152万2,000円を予定しております。

恐れ入ります、2ページをご覧ください。項番4、選定方法です。公募型プロポーザルにより、事業者を選定いたします。

最後に項番5、今後の予定です。政策会議、今月の区民文教委員会に報告後、公募を開始し、9月の下旬に優先交渉権者を決定いたします。また、第3回区議会定例会において、令和7年度実施に向けて準備等に要する経費を補正予算として要求する予定です。なお、令和7年度入園の園児募集は、例年どおり11月上旬に実施し、その状況につきましては、

第4回区議会定例会の所管委員会で報告する予定となっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問等がございますでしょうか。

○垣内委員 事柄自体は大きなことだと思います。今のご説明で、一部事業を委託されていると理解しましたが、特段何か大きな問題とか、課題とかはなかったのでしょうか。また、今後この全10園に拡大する際に考えるべきこととか、そういったようなことは、この項番2にあるとおりと理解してよろしいでしょうか。

○学務課長 まず、現行の方法なんですけど、今現在拡充している5園で預かり保育を拡充しておりますが、やり方としては、人材派遣で保育士を配置しているような状況でございます。細かく言うと、人材派遣が4園、後は会計年度任用職員で対応しているのが1園ございます。

今、課題としましては、特段大きな課題はなく、引き続きこの10園になった際もしっかり、メインとなる預かり保育を業務委託して、安全に、園児をしっかりお預かりできるような体制を引き続き取っていきたいと思います。また、今後、委託業務にする際は、項番2の(2)と(3)を新たに事業者のほうにお願いするような形です。(2)と(3)、今現在は、幼稚園教諭、あるいは区のほうで実施をしている部分を今後は委託のほうで行っていくというような内容となっております。

○垣内委員 ありがとうございます。今は個別に人材派遣とかで対応しているところを、少し管理業務も付加して、一つの業者に公募型で委託するという状況になることによって、より、どこでも一定程度のサービスが提供できるということと、マネジメントの効率性が上がるということは十分理解しました。ただ、コンプライアンスとか、様々、考えるべきこともあるかと思えます。特にオンラインを使うことに関して、情報漏洩とか、いろいろあるかと思うんですけれども、そのあたりは、この公募をするときに何か条件を付けられるのでしょうか。また、経費上限額、結構大きめの金額ですが、多分、この2番3番がついてくるので大きくなるかと思うんですけど、このあたりの費用算定の妥当性について、一応知っておいたほうがいいのかと思うので、情報共有いただければと思います。

○学務課長 まず一点目、コンプライアンスの部分なんですけど、事業者と契約を結ぶ際にも、個人情報の管理については、しっかり仕様の中でうたってまいりますし、このプロポーザルの中で、選定作業の中で、その個人情報の管理の部分についても、事業者がどういった体制で臨むか、そういったこともしっかり審査をしてみたいと考えております。

2点目、現行の金額との比較でございます。現行が、先ほど申しました人件費等を会計年度で行っておりまして、大体その人件費にかかる部分として、今現在は約7,000万円計上しております。こちらの1人あたりの経費で割り返しますと、人件費が約500万円、499万円となっております。人件費の部分について、今後行うのが、この2億4,100万円のうちの、内訳としましては1億9,599万3,000円分が人件費にあたりますが、そこに想定している人数で割り返しますと、1人あたりが490万円となりまして、ほぼ同額となっ

ております。残りの部分の約 5,000 万円弱が、今回新たに委託をお願いする利用管理業務、あるいは徴収委託の業務、そういった形になっております。よろしいでしょうか。

○垣内委員 ありがとうございます。

細かい話ですけど、これ、派遣というのは、各園に同じ社が派遣するんですか。1 社に派遣を依頼しているんですかね。

○学務課長 今現在の人材派遣は 1 園ごとに入札を行いまして、実際に、実態としては、今は 2 者をお願いをしているような状況です。2 者がそれぞれ 2 園ずつという状況でございます。

○垣内委員 通常、こういう一括委託だと、当然マネジメントのコミッションの部分が費用低減するというか、一括してたくさん頼むと安くなるというのは、現実としてあると思うんですけど。割り戻したときにあまり差がないのは、よりよい先生を、よりよい人材をより長く、派遣して下さるということなんでしょうか。

○学務課長 そうですね。よりよい人材をしっかりと集めていくように、選んだ事業者にもそこは働きかけていきたいと思えます。

○垣内委員 よろしく願います。ありがとうございます。

○浦井委員 項番 2 の (1) のところで、②の園児の当日の様子や体調などについて、幼稚園教諭と情報共有を図るということなんですけれども、この点についてはいろいろなやり方がある。データベースに情報を入れて管理するとか、日誌とか連絡帳的なものをつけて送るとか、ある意味、各園によってやり方が統一されていないと思うんです。その点について、各園のやり方に合わせるのか、何か一括したやり方を組んでしまって、合わせてやってもらうのか、その点はどのようになるのでしょうか。

○学務課長 細かいやり方についてはまだ決定してなくて、これから事業者を決めて、実際に協議をしながらという形なんですけど、他自治体で実施をしている例を参考にさせていただくと、実際にその預かり保育にかかる保育士が、もう朝からその園に詰めているような状況になっていますので、朝からの時間を使って、実際にその幼稚園教諭と直接その日のお子さんの様子だとかというのを引き継ぐような形かなと考えております。

○浦井委員 ありがとうございます。よく分かりました。やはり、幼稚園教諭の方々のご負担がないようにというのをまず一つお考えいただきたいと思えます。それと、垣内委員もおっしゃっていらっしゃいましたけれども、例えばそのデータベース的なものを使うという形の可能性も強いと思うのですが、やはり個人の、非常にデリカシーのある細かい情報が入ると思うので、情報漏えいとかがないように、よくよくそういったところも目を配られた上でご設定いただければと思えます。以上です。

○高森委員 今の垣内委員とのやり取りの中で、今回のこのプロポーザル型の委託に対しては、1 事業者に限定していくという話がありました。それから、浦井委員との話の中で、他の自治体でも、もうそういった実績があるという話がありましたけれども、10 園規模について、台東区は比較的、他の区に比べると適当な規模になっているほうかと思えます。

10 園全ての園を見てもらえるような業者というのは、出てきそうな予測がありますでしょうか。

○学務課長 他自治体と先ほど申し上げました、お隣の中央区になるんですけども、中国のほうが、13 園で一括で事業者のほうに依頼をしまして、その事業者についても、今現在我々のほうで事前にヒアリング等をさせていただいて、台東区への希望とかこのプロポーザルへの参加の意向とかもある程度確認をしているところでございます。

○高森委員 その事業所の規模にもよるでしょうが、やはり各自治体でこういった預かり保育的なことを始めると、回っていかないかなという心配もちょっとあったりするのですね。ちょっと1回やってみないと分かりませんけど。

○学務課長 そうですね、今、先ほど申したのは中央区の1者なんですけども、それ以外にも2者ほど実際にヒアリングをして、意向は確認しているような状況ですので、しっかり、ちゃんと事業者を集めて、その中から一番いい事業者をちゃんと選定していきたいと思います。

○高森委員 安心しました。お願いいたします。

○佐藤教育長 そのほか、よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、学務課のイについては、報告どおり了承をお願いします。

### 3 その他

○佐藤教育長 本日の案件については以上でございます。

その他、何かご発言等がございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 以上をもって、本日予定された議事日程は全て終了いたしました。これを持ちまして、本日の定例会を閉じ、散会いたします。

午後2時29分 閉会